

# 栄養士法の改正に伴う関係条例の改正

茨城県 福祉部 長寿福祉課

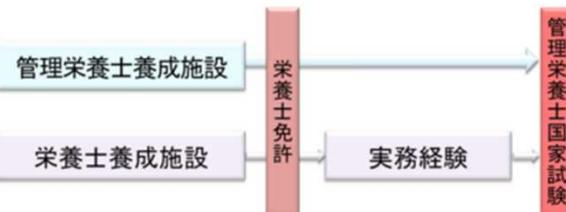
# 栄養士法の改正に伴う関係条例の改正①

栄養士法の一部改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許を取得しなくても管理栄養士の資格を取得することが可能になりました。

施行日:令和7年4月1日

現行

- 管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の**受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある**。



※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

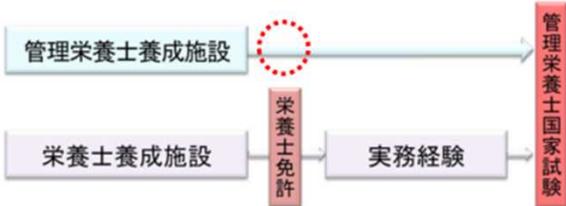
## 支障

- 管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その**申請手続や申請手数料の支払い**が負担となっている。
- 都道府県にとっては、受験資格を満たすために**栄養士免許の交付等**を行わなければならない、負担となっている。



見直し後

- 管理栄養士養成施設卒業者については、**管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする**※。



※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

## 効果

- 管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために**栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減**される。
- 都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための**栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減**される。



## 栄養士法の改正に伴う関係条例の改正②



栄養士法の改正により、条例中の施設の人員配置基準において、全ての管理栄養士が栄養士免許を取得していることを前提として、単に栄養士のみを規程しているものについて、栄養士でない管理栄養士もこれらの規程の対象とする。

### 【用語の整理】

人員基準の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

### 【施行日】

令和7年4月1日

### 【改正条例】

- ・ 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例